



●下水道の早期の接続をお願いします

下水道本管の工事が終了し、供用開始した地区の皆様にはすでにお知らせしていますが、安全で衛生的な生活環境のため、早期の接続をお願いします。

●下水道の使用を開始した月から使用料が発生します

下水道の使用を開始または休止した月の使用料は、その月の使用日数が14日以下のときは月使用額の半額とし、15日以上の場合は月使用額の全額となります。

世帯員の確認は住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月1日（月の途中加入の場合はその加入日）です。

●下水道の使用料金は世帯の人数によって決まります

使用料（月額）…別途消費税が加算されます。

○一般家庭（住民基本台帳の世帯員数で計算します。）

| 区分 | 世帯割 | 世帯員割 |
|---------|--------|-------------|
| し尿及び雑排水 | 1,400円 | 1人につき1,200円 |
| 雑排水のみ※ | 1,000円 | 1人につき 700円 |

（例）2人で住んでいる場合

世帯割 + 世帯員割 × 世帯人数 + 消費税 = 下水道使用料（月額）

1,400円 + 1,200円 × 2人 + 190円 = 3,990円

※「雑排水のみ」については農業集落排水（椎田地区）のみ

世帯員数について

世帯員数は、住民基本台帳の人数で算定しています。世帯の方に転出や転入など変更があった場合は、必ず役場下水道課にご連絡ください。

また、世帯の方が入院したときや、学生、仕事の都合などで住民票を動かさずに住所地を離れている方は、申請により減免される場合があります。申請には不在を確認できるものと印鑑が必要です。

●業務で下水道を使用するときの使用料金は使用用途によって決まります

使用料（月額）…別途消費税が加算されます。

○その他（業務等）（使用人員は、店舗の使用用途や面積などによって計算します。）

| 使用人員 | 1～10人 | 11～20人 | 21～40人 | 41～60人 | 61～100人 | 101～150人 | 151人以上 |
|------|--------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 使用料 | 5,500円 | 12,500円 | 22,500円 | 35,500円 | 56,500円 | 86,500円 | 120,000円 |

○他に業務料金 2,000円（一般家庭と併設されていることや、その他条件があります。）

●下水道に関する手続きについて

世帯に異動があった場合、必ず下水道の手続きを行ってください。

住民課での手続きの有無に関わらず、下水道課の使用に関することで変更があった場合は、必ず下水道課で手続きをしてください。

詳しくは、築上町役場下水道課までお問い合わせください。 下水道課 下水道係（内線111）

平成24年度築上町嘱託職員募集

○学校給食調理員

職 種 嘱託職員（給食調理員）

募集人員 1名

業務内容 学校給食の調理

応募資格 昭和23年4月2日以降に生れた方

※調理師免許所有者を優先します。

雇用期間 平成24年9月1日

～平成25年3月31日まで

勤 務 日 月に20日程度 月～金

勤務場所 築城小学校

給 与 月額 140,000円

保 険 等 社会保険・雇用保険・労災保険

申込期間 8月1日（水）～8月17日（金）

（土・日曜日を除く 8:30～17:00）

申込方法 雇用申込書・履歴書を学校教育課に提出してください。

募集要項・雇用申込書・履歴書用紙については築上町役場総務課人事秘書係（本庁）、総合管理課（築城支所）にも備えています。

申込・問い合わせ

築上町教育委員会 学校教育課（築城支所2階）

（支所・内線252）